

令和8年5月25日

総務省千葉行政監視行政相談センター

行政相談委員の活動に対し表彰します

総務省千葉行政監視行政相談センター（所長：花井 光）は、令和8年5月27日（水）、千葉県内の全行政相談委員が一堂に会する「行政相談委員全体会議」において、行政相談及び行政相談委員制度の発展に努めた功績顕著な行政相談委員に対して表彰を行います。

受賞者は関東管区行政評価局長表彰6名など計22名の方です。

行政相談委員は、登記、マイナンバー、租税、保険・年金など、様々な行政分野に関する相談を受け付けています。

【行政相談委員とは】

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約5,000名、千葉県内には158名（各市町村に1名以上）が配置されています。

国民の身近な相談相手として、行政に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関に対する連絡等を行い、苦情の解決や要望の実現を図っています。

◆ 令和8年度 行政相談委員全体会議

- ・ 日 時：令和8年5月27日（水）13時30分～
- ・ 場 所：千葉県経営者会館 6階大ホール

（千葉市中央区千葉港4-3 TEL 043-246-1158）

※ 全体会議では、関東管区行政評価局長表彰等の顕彰のほか、令和8年度行政相談業務の重点方針の確認等が行われます。



（本件照会先）

総務省千葉行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課

電話：（043）246-9821

担当：菅野（行政監視行政相談課長）

受賞委員のご紹介

○ 関東管区行政評価局長表彰（6名）

委員名	担当区域
和田 泰彦	松戸市
小川 由美子	船橋市
湯 浅 勇	船橋市
蘆原 進	千葉市
菊岡 賢次	市原市
上條 祐美	木更津市

○ 関東管区行政評価局地域総括評価官（在千葉行政監視行政相談センター） 感謝状(14名)

委員名	担当区域
渡 邊 徹	柏 市
後藤 久子	市 川 市
北 村 浩	市 原 市
齋藤 和夫	市 原 市
並木 うらら	印 西 市
福田 真美	印 西 市
新行内 忠晴	香 取 市
宇井 礼子	多 古 町
戸嶋 えみ子	匝 瑳 市
渡 邊 孝太	大網白里市
石井 正信	長 柄 町
麻生 百合子	長 生 村
元吉 宏行	勝 浦 市
阿部 庸一	南 房 総 市

○ 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長表彰（2名）

委員名	担当区域
秋元 幸代	柏 市
小林 俊之	市 川 市

【千葉行政監視行政相談センターの行政相談】

国民の皆様からの相談は、**次の窓口で受け付けて**います。

1 千葉行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課

千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階

◆行政苦情 110 番：おこまりならまるまるくじょーひやくとおぼん 0570-090110（休日・夜間は留守番電話）

◆FAX : 043-246-9829

◆インターネット相談受付：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

2 行政相談委員

千葉県内には、158名（各市町村に1名以上）の行政相談委員が配置されており、市町村等で相談所を開設して相談を受け付けています。

なお、相談所の開設予定等は、千葉行政監視行政相談センター又は市町村までご照会ください。

3 暮らしの行政相談所

国民の皆様のご利用に便利な場所に、暮らしの行政相談所を設置しています。日程により、司法書士、税理士、社会保険労務士に相談することもできます。

◆高洲コミュニティセンター（千葉市美浜区高洲3-12-1）

※JR京葉線「稲毛海岸」駅下車 徒歩5分

毎週水曜日 午前10時から午後4時

◆鎌取コミュニティセンター（千葉市緑区おゆみ野3-15-2）

※JR外房線「鎌取」駅下車 徒歩5分

毎週火曜日 午前10時から午後4時（ゆみ～る鎌取ショッピングセンターでの開催日を除く。）

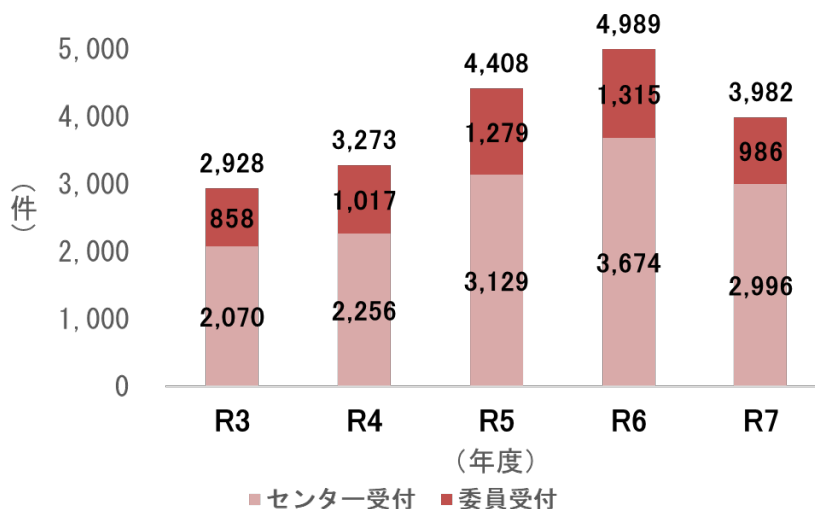
◆ゆみ～る鎌取ショッピングセンター（千葉市緑区おゆみ野3-16-2）

※JR外房線「鎌取」駅下車 徒歩2分

不定期の火曜日 午前10時から午後4時

《参考》行政相談件数

令和7年度に千葉県内で受け付けた事案の件数は3,982件でした。そのうち行政相談委員が受け付けた事案は986件、センターが受け付けた事案は2,996件でした。



千葉行政監視行政相談センターの行政相談改善事例 消費者ホットライン188の利便性向上

(相談内容)

「消費者ホットライン188」に電話をかけ、音声案内に従って郵便番号を打ち込むと、A町役場につながる。しかし、町には消費者センターがなく、消費者相談を受け付けていない。このため、県消費者センターに再度かけ直す必要があり、二度手間である。188から、直接、県消費者センターにつながるようにしてほしい。



(千葉センターの対応)

A町、県消費者センター、県、消費者庁に照会。消費者庁から、「市町村から県消費者センター経由で消費者庁に要請があれば、188から県消費者センターにつなぐようにすることができる」と回答を得た。

そこで、県消費者センターに、上記の消費者庁からの回答を伝えた。

これを受けて県は、消費者センターを設置していない31市町村に対し、188からつなぐ先を県消費者センターに変更することを希望するかどうかのアンケート調査を行った。

この結果、31市町村中12市町村（A町含む）が県消費者センターへつながることを希望したため、県は消費者庁に対し、12市町村について、188からつなぐ先を県消費者センターに変更するよう要請し、令和7年11月25日から変更された。



(改善内容)

今回の措置により188から直接、県消費者センターに電話がつながることとなり、国民の利便性が向上した。



千葉県行政相談委員の行政相談改善事例 トンネルへ続く通路の舗装による安全性の確保

(相談内容)

見通しの悪い歩行者用トンネル（バイク・自転車も通行可）においてトンネルの手前の通路が十分に舗装されておらず、小さな段差がある。

同トンネルは、「右側通行」であるものの、ベビーカー等では、「左側」から進入しなければならず、危険である。

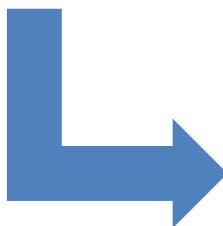


(対応結果)

市へ連絡したところ、手前の道路が滑らかに舗装され、ベビーカー等でも「右側通行」しやすくなり、安心して通行できるようになった。



段差で通行
しづらい



滑らかに
舗装